

【史料紹介】

立山保勝会の設立について

—大正期における立山登山環境整備の一齣—

高野 靖彦

はじめに

大正期（一九一二～一九二六）、一部の学生・OB、社会人などのエリート登山家が「岩と雪」を目指す困難な登山を指向する一方で、登山を愛好する人びとが急激に増加する。日本登山史研究者の布川欣一氏は、かかる現象を「大正登山ブーム」と名付けた⁽¹⁾。布川氏は「大正登山ブーム」の成因として資本主義の高度化に伴い、自然から疎外され都市に集住する「大衆」の増加を指摘し、さらに『目で見る日本登山史』のなかで次のように述べている。

「大正期に見られた山岳情報やガイドブックの流布は、鉄道・バスなど交通機関の発達と、登山道の整備・開削、山小屋開業、山案内人の充実など現地受け入れ態勢の拡充と相俟っていた。これらの相乗効果が登山者を誘い、登山者の増加がまた、交通機関や受入れ態勢を進展させたのである。」本文中に示されている山岳情報とは、登山経験者による紀行文が主なものであるが、皇族登山の状況を伝える新聞記事や映画も「大衆登山ブーム」に少なからぬ影響をあたえた⁽²⁾。

かような社会的現象というべき登山人口の激増のなかで、富山県が主導する立山保勝会という団体が大正十五年（一九二六）に設立されている。立山保勝会の活動については資料的制約があり、いまだ不明な部分が多い。そのためであろうか、県史や市町村史、登山史年表などにはふれられていないのが実情である。その点から大正期における立山の登山環境がいかなる状況下で整備・変容したかについて十分な議論が尽くされていないように思われる。

そこで本稿では、立山保勝会の設立に関する史料を紹介し、そ

の設立の背景と意義について若干の考察を加えたい。そのことで大正後期から昭和初期までの立山登山環境整備の実相を理解するための一助としたいと思う。

一、大正期における立山登山環境

大正期の立山登山環境は、大正十年から開始される常願寺川流域における富山県主導による水力発電事業の付帯事業と連動して変容する。県営水力事業についてはすでに『富山県史』をはじめとする自治体史において検討されている⁽³⁾。さらに大正期の立山登山ブームについては、高岡陽一氏による研究成果がある⁽⁴⁾。史料紹介及び内容の検討に入る前に、それら諸先学の研究成果に抛りながら、大正期の立山登山環境の状況とそれをとりまく動きについて概観しておこう。

常願寺川水系の県営水力発電事業の提案は、第十七代富山県知事・東園基光が招集した大正九年（一九二〇）二月二十六日の臨時県会に端を発する。その先二月十七日の議案説明のなかで東園知事は「付帯事業トシテ、富山市ヨリ上瀧ヲ経テ藤橋ニ至ル十七哩半ノ間ニ電気軌道を敷設シ、工費用及ビ登山遊覧用ニ充テ、且立山及ビ黒部峡谷ヲ天下ニ紹介スルノ設備ヲ為ス。此ノ結果ハ多数ノ県外人ヲ招来シテ学界及ビ地方ニ尠カラザル利益ヲ与ヘルト思ハル」と述べ、立山及び黒部峡谷の観光資源の活用を県が推進していく方針を掲げている⁽⁵⁾。

県営水力発電事業の付帯事業である県営鉄道延線の経緯については『大衆、山へ—大正期登山ブームと立山—』及び同書掲載の年表に詳しい⁽⁶⁾。以下、同年表に抛りながら、立山山麓における鉄道延線について時系列的に簡述する。

富山県営鉄道は、大正十年四月、南富山—上瀧間（一〇・〇km、蒸気鉄道）、同年八月、上瀧—岩峠寺間（二・三km）、同年十月、岩峠寺—横江間（三・九km）を开通させ、さらに大正十二年四月に横江—千垣間（三・三km）を开通させた。これらの鉄道は、第一次水力事業として大正十年十一月に起工された上瀧・松ノ木・中地山各発電所の建設用資材の輸送に使われたが、同時に

立山登山者の利便性を大きく向上させた。

富山県営鉄道の整備に先立って、大正二年四月の北陸線全線開通にともない、立山軽便鉄道株式会社は、同年六月に滑川―五百石間（一四・二km）を開通させている。さらに立山鉄道株式会社（大正六年に立山軽便鉄道株式会社を改称）は、大正十年三月に五百石―立山（現岩峯寺）間（六・九km）を開通させた。大正十年九月には富山県営鉄道と立山鉄道の連絡切符が販売され、相互利用の利便性が向上した。

大正期には、立山山麓へのアクセスがこれら鉄道の整備によって容易となる。大正十二年、千垣までの延線により立山登山者が富山駅あるいは滑川駅から鉄道と徒歩により一日足らずで藤橋まで行き、藤橋ホテルや杉田藤橋小屋に宿泊し、日程的に余裕をもって立山登山ができるようになった。その代わり、山麓の芦峯寺と岩峯寺（江戸時代に宿坊として隆盛した）にある宿泊施設に宿泊する必要は低下したのである。

さて、富山県内で立山に関する案内書の出版、山岳会の結成などの動きが活発化するのも大正期である。明治期には、浅地倫『立山権現』（明治三十六年）、大井信勝（冷光）『立山案内』（明治四十一年）が個人の著作として発刊された。明治後期から県内で立山案内書出版の動きの萌芽がみられる。

続く大正期の案内書には、まず大正四年結成の立山登山会が刊行した鶴見立吉編『立山』がある。立山登山会の詳細な活動については明らかではないが、会則に「日本三大山峯の一たる立山登山を鼓吹し、立山に関する有らゆる研究を為すを以て目標とす」とある⁷⁷。同年、大井信勝は、立山開山の佐伯有頼像の建設を目的とする「有頼會」を設立した。小柴直矩『最新立山案内』（大正七年）が刊行され、大正十年七月には越中山岳会が設立された。さらに富山県教育会『立山概観』（大正十一年）、吉沢庄作『立山遊覧』（大正十一年）が刊行された。大正十四年には横江―千垣間の鉄道開通において県電氣局が『立山のみちしるべ』を発行し、鉄道利用の立山登山を推奨する。そして吉沢庄作『立山』（北陸出版社、大正十四年）は、大正期における富山県内における立山案内書の一つの到達点を示すものであろう。

もとより、県外でも立山の魅力は刊本で紹介され、明治期には志賀重昂『日本風景論』（明治二十七年）を筆頭に、高頭式編『日本山嶽志』（明治三十九年）、小島鳥水『日本アルプス』（明治四十三年）が知られる。大正期には矢澤米三郎・河野齡蔵『日本アルプス登山案内』（大正五年）、田部重治『日本アルプスと秩父巡禮』（大正八年）、鉄道省『日本アルプス登山案内』（大正十二年）が刊行される。このように明治後期から大正期にかけて「日本アルプス」の一部として立山が全国で紹介されるが、これらに刺激を受けるかのように、富山県内では立山エリアに特化した案内書が、県電氣局や個人名で次々に出版されているのである。

さて、こうした明治後期から大正中期の動きの中にあつて、立山をとりまく登山環境は決して良好ではなかったと考えられる。明治四十二年には「富山日報」に大井が「天の一方より」と題し、室堂に置かれた立山接待所の状況や立山登山環境などに関する報告記事を掲載した⁷⁸。その記事のなかで、大井は主観的な主張も含みつつも、立山登山環境を記者の目で冷静に分析し、不備な点について具体的に指摘している。

さらに大正五年には、東京神道立山講社が『立山登山設備案』という小冊子を刊行している⁷⁹。東京神道立山講社は、芦峯寺教蔵坊出身の佐伯茂治が東京で設立した神道教会で、その活動の一環として在京富山県人に帰郷を兼ねた立山登山を奨励していた。この小冊子で立山登山の便宜と安全を確保するために登山設備の充実等を提言している。

具体的には、①弥陀ヶ原に講社所属員の休泊所を設置し、強力（荷物運搬者）の雇い入れや物資供給の便宜を図ること、②一ノ越に避難のための石室を設置すること、③講社員が登山途中で病気や天災などに見舞われ追加費用が必要になった際には費用を講社が立て替える、④登山途中で強力や道案内の機関を設け、賃金を統一することであった。『立山登山設備案』を見る限りでは、大正五年段階では室堂の他に宿泊・避難できる建物がなく、藤橋から室堂間、室堂から山頂間は基本的に野営であり、登山の安全性の確保が早急の課題であったことがうかがえる。

かような明治後期から大正初期までの立山登山設備状況が改善

に向かうのは、皇族の立山登山前後における富山県当局及び芦峯寺住民の対応であった。大正期には、東久邇宮稔彦王（大正八年）が立山、朝香宮鳩彦王（大正十年）が立山と剣岳、秩父宮雍仁王（大正十三年）が積雪期の立山、竹田宮恒徳王と北白川宮永久王（大正十五年）が剣岳と立山にそれぞれ登頂しており、その内容については『宮様、山へ—大正期登山ブームのなかの皇族登山—』に詳しい⁽¹⁰⁾。以下、同書の研究成果に拠りながら、皇族の立山登山とそれをとりまく登山環境について時系列的に列挙しよう。

皇族による立山登山の嚆矢は、大正八年の東久邇宮稔彦王といわれ、その行程・実態の記録については高岡新報記者・坂口弩水による九回の随伴記事がある⁽¹¹⁾。また、明治中期から昭和初期にいたるまでの芦峯寺一山組織の記録である「一山社年中議事録」によれば、その前年の大正七年六月二十一日の記録に「東久邇宮殿下御登山二付道路改修ノ件協議ス」とあり、皇族の受け入れに際して、地元芦峯寺・岩峯寺では登山道の修繕が問題視されていたことがうかがえる⁽¹²⁾。大正八年夏に向けて両峯がいかなる道路修繕に着手したのかは史料に見えず判然としないが、大正六・七年には新道の道刈、大正七年六月には道路改修について協議している⁽¹³⁾。ただし、おそらくこれまでの範囲を拡大した道刈は行ったであろうが、大規模な修繕までには至っていないのではないかとみられる。その証左に登山後、東久邇宮稔彦王が感想として早急な立山登山道整備の必要性を述べており、さらには随行した金井事務官が補足として各所に石室設置の必要性に言及している。ここにおいて富山県当局は登山道と避難所の整備を重要な課題としてようやく認識したものと思われる。

しかるに、大正十年、朝香宮鳩彦王の剣岳・立山登山に随伴した富山県の近藤技師が登山後に石室の増設を求めている。大正十年八月十日付「北陸タイムス」では、長野県と比較して富山県は登山設備が遅れており、登山案内人の養成や登山道の修繕、避難のための石室や小屋の設置、登山者への物資補給体制も整える必要性を報じている。ここから大正十年段階においても登山環境の整備は進んでいないとみてよい。

さて、大正期には立山の山案内組織も改組された。安田良栄

氏による「立山中語人夫同盟規約」の分析に拠れば、立山の山案内人である「中語」が規定のもとで組織化されたのは、明治二十八年から明治三十年七月の間である。本規約の制定・施行により中語の人員は芦峯八十人、岩峯・宮路四十人、上滝三十人に制限され、県社雄山神社社務所の管理下で活動することになった⁽¹⁴⁾。

ただし、大正十年七月十六日付「富山日報」記事にみられるように、中語が不当利益を求めることが常態化するなかで登山者とのトラブルも発生していた。そのため大正十年七月二十一日に富山県令第六十三号「山嶽、河川、道路案内業取締規則」が公布・施行された。この規則により山案内業は所管警察署長の許可が必要となった。加えて入林には営林署長の許可も必要となる。これをうけて「立山中語人夫同盟」は改組され、芦峯寺に同年「立山案内人組合」（初代組合長・佐伯平蔵）が発足し、翌年夏から本格的に活動を開始した。先立つて同年七月九日には「越中山岳會」が発足している。「富山スキー倶楽部」の発足も大正十年である。かかる状況のなかで大正十二年一月、「松尾峠遭難」で遭難者の一人であった板倉勝宣が凍死する事件が起きた。この事故を教訓として、大正十二年三月十八日付「富山新報」記事によれば、県当局が芦峯寺一山会に働きかけ、ブナ坂に避難所、弘法茶屋に宿泊所、追分・鏡石に避難所、五色ヶ原に宿泊所を整備する計画を立てている。

大正十二年六月、秩父宮雍仁王の立山登山計画が発表されたが、翌大正十三年に延期となる。そこで十三年春には富山電氣局が登山道の整備と山小屋の破損箇所の修繕を進めている。同年には営林署が称名坂（現在の八郎坂）の開削を開始している。同年五月、秩父宮雍仁王がスキーを使って皇族初の積雪期立山登山を果たした。この立山スキー登山は県内各地で映画として上映され、いずれも大盛況であった。なお、秩父宮雍仁王は、弘法茶屋、室堂、藤橋ホテルに宿泊している。

大正十三年十一月には、摂政宮（後の昭和天皇）が陸軍大演習統監のため行啓し、小矢部市埴生野で見た立山連峰の景観に感動し、翌年の歌会始で「山色連天」の題のもと一首を詠まれた。

大正十四年発刊の吉沢庄作『立山』所収の「立山連峰避難小屋

位置并設備（地圖参照）に拠れば、藤橋から材木坂を経て室堂に至るいわゆる「立山本道」には、ブナ坂茶屋（建物構造・掛小屋、収容定員・二十五人、建設者・個人）、ブナ小屋（二階木造、十五人、県）、桑谷小屋（掛小屋、二十人位、個人）、弘法小屋（二階木造、十八坪、学習院学生寄附）、追分小屋（平屋木造、二十人、大阪朝日社寄附）、鏡石小屋（石室、二十人、富山蓮沼寄附）、室堂（平屋木造、百七十人、元加賀藩）の七箇所小屋があった。他に「剣ノ小屋」「五色小屋」「平ノ小屋」「真川小屋」「上ノ岳小屋」がある⁽¹⁵⁾。

このように、大正十二年一月の「松尾峠遭難」に端を発する山中整備計画、さらに有志による避難所の寄付、大正十三年五月の秩父宮登山前後における県当局と地元住民による登山道と山小屋の整備が、登山者の安全性を向上させたものとみられる。大正十五年六月二十三日付「富山日報」記事では「登山設備は、ここ二、三年間は全く面目を一新し、山岳至る処に宿泊小屋は建設され、登山路、縦走路も至るところに開拓された」とある。この記事を見る限り、大正十五年段階には、登山路と宿泊可能な小屋の整備が飛躍的に改善されたとみてよいであろう。

ここで注意すべきは、記事中の「縦走路」という表現であろう。江戸時代には禪定登拝のための「立山本道」が唯一の山頂までの登山道であった。この立山本道のほかに、大正十五年段階では、広範囲の移動を可能とする「縦走路」の開拓が進んでいたとみられる。単に立山登山に留まらない「日本アルプス」という広大なエリアにおける大衆登山を県当局が推進していたことの表れであろう。筆者は、立山を含めた「日本アルプス」の登山環境の整備・改善と、大正後期から始まる国立公園制定の動きは相関の関係をもつものと考えている。この点については後述したい。

大正十五年八月には、竹田宮恒徳王と北白川宮永久王が劔岳と立山に登頂を果たす。竹田宮・北白川宮は、立山本道を芦峯―藤橋―ブナ小屋―桑谷（小屋使用は不明）―弘法茶屋―追分茶屋―室堂の測候所で休憩・宿泊している。それに先立つ五月、立山保勝会が設立されている。次に、その設立の経緯と事業計画を検討する。

二、立山保勝会の設立と事業計画

本稿で紹介するのは、【史料一】「立山保勝会計画書」と【史料二】「立山保勝会発起人会綴」の二つの史料である（資料名称は資料目録に依拠）。

【史料一】は、うなづき友学館（黒部市歴史民俗資料館）所蔵「吉沢庄作資料」（目録番号3―34）所収の印刷物綴（一部ホツチキス止め）である。【史料二】は立山町郷土資料館寄託「宮路金山家文書」（目録番号5578）所収の袋綴である。史料翻刻文は本文末に示した。

さて【史料一】には年月日の記載が見当たらず、【史料二】には立山保勝会の発起人会の開催が「五月五日午前十時」とあるが、年記載がない。ただし、【史料二】には、富山県知事・岡正雄が発起人の一人であった金山従革に宛てた礼状（一紙）が別に添えられている。この礼状は発起人承諾の御礼と五月五日の発起人会の終了報告を兼ねており、礼状の日付が「大正十五年五月六日」とあることから、立山保勝会の発起人会が大正十五年五月五日に開催されたことがわかる。その年月日をもって当会が発足してものとみてよい。

立山保勝会発起人会は、岡正雄知事が郡・市から発起人を集め、県会議事堂で開催された。発起人は、上新川郡・金岡又左衛門、池上健次、中新川郡・金山従革、佐伯静、下新川郡・寺島権蔵、米澤元健、婦負郡・石原正太郎、射水郡・橘林太郎、氷見郡・廣瀬鎮之、東砺波郡・根尾宗四郎、西砺波郡・北夫一郎、富山市・大間知圓兵衛、高岡市・木津太郎平、高岡営林署長・上田惣市、三村上新川郡長、家森中新川郡長、埴生下新川郡長、三由婦負郡長、矢郷射水郡長、村田氷見郡長、中田東砺波郡長、金尾西砺波郡長、牧野富山市長、高岡市長の二十四名であった。

発起人会では、県当局から示された会則案、事業計画案、寄附金募集方法案が決定された。この計画案は前年の大正十四年から岡知事の指示で内容が慎重に検討されてきたものと考えられる。というのは、大正十四年十月五日発行の日本庭園協会の雑誌『庭園』に「時報 立山保勝会の計画」と題し、次のような弥陀ヶ原の開発計画案が掲載されている⁽¹⁶⁾。立山開発史において重要な

論点を含むと思われるので、全文を掲げておく。

「岡富山県知事が斡旋せる立山保勝會の事計画につき、二十八日保勝會関係者が県庁で会合協議した結果、左の如き大体案が決定した。まず雄山神社を国幣中社に昇格しその社務所を藤橋に置くこと、彌陀ヶ原ホテルを経営すること、これは追分附近に本館を設置し寶童（ママ）附近に別館を設け、地獄谷より本館に引湯し温泉を経営し、用水は嬬谷方面より引くこと、彌陀ヶ原に常設氣象觀測所を設けて寶堂觀測所の運用を兼掌し、藤橋に温泉を経営し、その湯は立山温泉または地獄谷からこれを引き、藤橋稱名瀑間二里の間を自動車道路となし、千垣藤橋間の鉄道を延長して、稱名峽、彌陀ヶ原に索道鉄道を建設し、稱名瀑附近と鍋禿杉間五百米登高の用に供し、なお彌陀ヶ原寶堂高原間に自動車道路を開鑿し、索道鉄道の終点から寶堂に至る登山の便をはかる。」

この計画では鉄道、自動車道、索道鉄道（ケーブル）を組み合わせ、室堂までのアクセスを容易にし、大量輸送による山岳觀光地をめざしている。大正十四年段階で稱名峽―彌陀ヶ原間の索道鉄道が計画に盛り込まれている点は興味深い。しかし、この大規模な計画の実現には時間が要すること、開発と自然保護のバランスの問題を含むことから、ひとまず山中における宿舎の建設、山岳道路の改修、渡渉地・崩壊地・険峻地等の対策など、登山者の利便性を向上させるための短期・中期計画を立案したものと考えられる。

その計画書案のたたき台が、【史料一】「立山保勝会計画書」ではなからうかと思われる。この計画書案は、故・吉沢庄作のもとで保存されていたものである。

大正十五年の時点で、吉沢庄作は魚津中学校（現魚津高等学校）の博物教師で、富山県史跡名勝天然記念物調査委員（大正九年委嘱）も務めていた。大正五年に下新川郡教育会から小冊子『黒部峽谷』を刊行、大正十年に朝香宮殿下の登山に随行し、大正十一年には下新川郡役所から小冊子『黒部遊覽』（非売品）を刊行するなど、黒部峽谷について広汎な知識を有し、その紹介に尽力したことで知られる。昭和初年には黒部峽谷の景観保全と開発をめぐって国立公園協会常務理事の田村剛と幾度も激論を交わし、国

立公園に黒部峽谷を組み込むよう精力的に働きかけた。さらには黒部保勝会を発展的に解消し、昭和七年に黒部登山案内人組合を発足させた⁽¹⁷⁾。

立山保勝会が発足する以前、吉沢が中心となり大正十一年にすでに黒部保勝会が設立されていた⁽¹⁸⁾。黒部保勝会は、大正十二年には夏季の登山案内や「黒部峽谷ヨリ立山連峰及白馬行通概略図」を発行するなど、登山者の便宜を図るための活動を展開していた⁽¹⁹⁾。立山保勝会の発起人に吉沢は含まれていないが、その事業計画案に黒部方面の整備も盛り込まれていることから、県当局が黒部保勝会の吉沢に意見を求めたのではないかと想像される。そもそも立山保勝会という名称自体、先に発足した黒部保勝会を意識したものであると推考されうる。とすれば、【史料一】は、大正十四年十月以降、立山保勝会発足の「大正十五年五月以前に作成された計画案である蓋然性が高いであろう」。

先の仮定が正しいとすれば、【史料二】は【史料一】を修正したものであり、その修正案が県当局から発起人に提案されたことになる。次に【史料二】「立山保勝会発起人会綴」の内容を見ていくことにしよう。

総則には、第一條に「本會ハ立山連峯及黒部峽谷ノ勝景ヲ保存シ並之ヲ觀光ノ便利ヲ圖ルヲ以テ目的トス」とある。ここに目的として立山連峰と黒部峽谷の景観保存と観光開発を対象とするところが明瞭に示され、さらに立山保勝会とは立山連峰のみを対象とした会ではないことがわかる。岡知事の挨拶文にも「立山及人跡未到ノ秘境ヲ蔵セル黒部峽谷」「歴史ヲ有スル立山ハ、黒部秘峽ト共ニ」「霊峰立山及黒部秘峽ノ保存」と明らかに立山及び黒部というセット関係が強調されている。

それまでの立山観光と黒部観光は別個のものとして捉えられ、請願活動も別々に行われてきた。先に発足した黒部保勝会も黒部峽谷のみを活動の対象としていた。先の総則第一條から、立山保勝会は「立山」と「黒部」を地域的に結合させ、「立山黒部」という新たな枠組みのもとで景観の保全と山岳観光を推進するため発足された会であると考えてよいだろう。今日使用される「立山黒部」という概念の萌芽がどこまで遡るのかは今のところ明瞭

ではないが、大正二年一月の吉沢庄作の原稿「立山及び黒部峡谷」⁽²⁰⁾にその概念は見出すことができる。ただし、それはいまだ一般県民には普及していなかった。とすれば、本会の設立によって「立山黒部」というひとまとりの概念が広まったものではないかと私考されよう。

総則第四条には、事業の内容として「名勝記念物の保護と風景の維持」「道路の改修と維持」「宿舍避難所、指導標等の建設と維持」「調査研究と宣伝」「その他必要な事項」と定めている。事業の最初に「名勝記念物の保護と風景の維持」をあげているのは、黒部エリアを含めた国立公園化を意識しており、ここから本会の設立は、国立公園制定にむけた政治的・経済的な動きと軌を一にしていくものと考えられるのである。その根拠については詳しく後述する。なお、第三條で事務所は富山県庁内に置くこととしている。

基本財産及会計には、「本會ハ會員ノ醵金及寄付金ノ一部ヲ以テ基本財産ヲ蓄積ス」とある。総則第四条にある事業を会員や有志の寄付金、公共団体の補助金を中心に運営することを定めているが、要するに会長は県知事であるが、県財政で運営するのではなく、財団法人として運営することを定めている。そして「募集金」の見込み額を総額一万円とし、その内訳として六万五千円を会社及県外に、四万五千円を県内に求め、県内分は郡・市別に割り当てを定めている。

この寄付金募集という背景には、大正後期における県財政の逼迫状況があるとみられる⁽²¹⁾。第一次大戦後における地方財政の窮迫、さらには物価上昇と財政需要の増大に対応するため大正九年、国税附加税が大幅に引き上げられ、県の税収入は大きく伸びるが、それを上回る財政支出の急増（県営発電事業、県道整備、教育関係費など）に追いつけず、県財政は好転できなかった。そうした財政状況のもとで、立山連邦及び黒部峡谷という広大なエリアの事業を民間からの寄付金によって打開しようとしたものと考えられる。そして、県当局にとって立山黒部の保全と開発は急務の課題であり、県全体で「官民一体」の取り組みを創出し、立山黒部エリアの国立公園化にむけた県全体の機運向上を図る施策

であったと推察されよう。

施設事業計画大要を見ると、立山黒部エリアを対象とし、第一に十一箇所の新たな宿舍の建設、第二に山岳道路の改修を計画している。また剣岳は現状維持とし、剣沢と真砂子沢に宿舍を建設するという計画である。登山者の安全確保のため危険箇所に対応も含まれているが、これらの建設・改修の期限は特に定めていない。おそらく寄付金の締め切り期限以後に着手する計画であったとみられる。

次に、立山黒部に関わる参考品を陳列するための「山岳館」の建設を計画している。自然標本、調査書、記念物、登山調度品、写真、絵画、詩歌、文章等の幅広い参考品の展示を掲げており、かような山岳系博物館の建設が、大正十五年段階ですでに県主導で計画されていることは興味深いものがある。

さらには立山黒部エリアを対象とする図書の発行、天幕の備え付け、調査研究、登山の宣伝・紹介も計画され、登山者のための情報提供、山岳への興味関心の高揚を図ることとしている。

三、国立公園設立の動きと「立山黒部」の観光開発

立山保勝会が成立された大正十五年を日本における国立公園の形成史のなかで位置づけるならば、大正十年から開始された内務省の国立公園候補地調査が経済界の不況も相俟って一段落し、政府における国立公園制定の議論も停滞していた時期である。

国立公園成立史に関する研究については、丸山宏氏⁽²²⁾、村串仁三郎氏⁽²³⁾による重厚な研究成果がある。筆者は、先述の通り、立山保勝会の設立は大正期の登山者増加への対応はもとより、国立公園指定にむけての政治的・経済的な動きと連動していると考えている。ここではそれら先学の成果に拠り、大正期における国立公園成立史を概観しつつ、大正十五年の立山保勝会設立の問題について若干の考察を加えておきたい。

日本における国立公園設立の論議は明治四十四年の国会での議論からしばらく停滞していたが、大正五年四月、原敬内閣は内閣付属の経済調査会を設置し、同年九月に調査会が富士箱根や瀬戸

内海に国立公園を設け、外国人を招聘して外貨を稼ごうとする政策を提起し、ここから活発な議論が再開する。ただし、明治四十四年に史蹟名勝天然記念物保存協会が設立され、史蹟・名勝の保護運動が始まっている。その中で日光山の自然保護と国立公園指定の議論はすでに行われている。

また、内務省衛生局保健課は大正五年に保健衛生調査会を組織し、「国民の健康増進」を目的とする積極的な保健行政を展開していく。この内務省衛生局保健課の新たな考え方は、名勝地・大自然を開発して国民の健康増進をはかるという先の国立公園論に合致していた。これをうけて内務省は、大正六年、山梨県及び山林局と協力し、富士山北麓地域の調査を行う。そこでまとめられた「富士北麓林業ニ関スル調査」では造園学者・田村剛らが自然保護を重視した観光開発計画論を展開している。

さらに大正七年、本多静六は日本庭園協会を創設し、名勝地等の開発を認め、国民の利用をめざした国立公園を設立しようと運動を始める。先の史蹟名勝天然記念物保存協会が会誌『史蹟名勝天然記念物』（大正三年刊）で自然保護を訴え、それに対抗して日本庭園協会が会誌『庭園』で開発を前提とする造園論を主張していくのである。

そのような流れのなかで史蹟名勝天然記念物保存協会は、自然の調査と保護運動を進めながら、大正八年四月に「史蹟名勝天然記念物保存法」を制定させることに成功する。この法律により内務大臣を会長に史蹟名勝天然記念物調査会が組織され、各県に設立された調査会が自然保護のための調査を行うことになった。

このように大正期には、国立公園制定にむけた動きが活発化し、一つには内務省衛生局保健課とその背後に存在する日本庭園協会（＝保護を前提とする開発推進）、いま一つに内務省官房地理課と史蹟名勝天然物調査会、その背後に存在する史蹟名勝天然記念物保存協会（＝保護優先、開発反対）が対峙するという構図が出来上がる。そして内務省の国立公園候補地調査は、その二つの流派の競合によって積極的に進められることになったが、当初から矛盾を内包していたともいえる。

大正五年の提言をうけて、大正九年頃から国立公園制定の準備

が本格的に始まったとみられ、内務省官房地理課は大正九年から、内務省衛生局保健課は大正十年から国立公園候補地の調査を開始した。

しかし、かかる候補地調査の開始により富山県では混乱が生じたとみられる。それは大正十年二月に衛生局保健課の田村剛が『庭園』に論文「国立公園の本質」²⁴のなかで、私的な国立公園の候補地を発表したのが端緒である。そこでは十五の候補地があげられ、長野県の上高地や戸隠などは入っているが、富山県の立山と黒部は入っていない。そして田村の私的候補地は、あたかも内定であるかのように「東京朝日新聞」によって大々的に報道された。同年夏の内務省衛生局による日本アルプス調査においても上高地一帯は調査されたが、立山と黒部は対象外であった。

大正十年八月、朝香宮鳩彦王は登山後の感想を述べ、五色ヶ原と黒部の猿飛付近を「国立公園の價値あり」と賞賛した²⁵。この事実は、富山県当局及び県議会の国立公園制定に向けての自信となり、県内の制定運動を大きく後押ししたものと考えられる。しかし、田村は、大正十年九月二十日から二十五日付「大阪毎日新聞」に「国立公園論」を寄稿し、そのなかで候補地として日光、富士箱根などを列挙し、「日本アルプス」には上高地・白馬は含めていいるが、この段階でも立山と黒部峡谷を候補地に含めていない。

しかし、大正十一年史蹟名勝天然記念物調査会は『史蹟名勝天然記念物』十一月号で十三箇所候補地を指名し、衛生局の候補地に対抗した。その中の「日本アルプス」には立山のみが含まれていたのである。

大正十二年二月、富山県議会は「立山連峰ヲ中心トスル国立公園設置ニ関スル建議」を衆議院へ提出した²⁶。そして同年二月、各種の国立公園設立の建議案を審議するために第四十六回帝国議会衆議院委員会の小委員会が開催され、そこで横山助成衛生局長は、国立公園候補地に十六箇所を国立公園候補地に選定したと答弁した。それは、大沼公園、雄阿寒、登別、十和田湖、磐梯山、上高地、立山、白馬岳、富士箱根、日光、大台ヶ原、瀬戸内海、大山、温泉（うんぜん）公園、阿蘇山、霧島の十六箇所であり、

ここで立山が候補地に正式に選定されている。加えて横山は、財政上の理由から早急な国立公園設置については否定した。

先の横山衛生局長が正式選定として発表した十六箇所の国立公園候補地であるが、それは衛生局長と史蹟名勝記念物調査会案の折衷案であったとみられる。十六箇所の候補地は、衛生局長案の七箇所を含み、調査会案の九箇所を含んでおり、むしろ自然保護を優先する調査会案をより多く採用していることがわかる。

大正十二年段階で黒部は国立公園の候補地ではなかった。その理由については中部山岳国立公園の経緯を通覧した村串仁三郎氏の指摘が正鵠を得ている⁽²⁷⁾。立山連峰及び山麓は県営の水力発電事業が展開され、鉄道や発電所が設置されたが、それらは山麓のみに留まり、山中の自然景観は保全されていた。他方で、黒部峡谷では東洋アルミナム株式会社、それを引き継いだ日本電力株式会社という民間企業を中心となり鉄道や水力発電事業と観光開発が進められた。当該期、こうした民間企業主体の電源開発は全国でも稀有なケースとされるが、経営優先の開発に伴う景観の破壊と土砂の投棄が問題となり、黒部川下流二十六町村住民の激しい抗議運動が生じ、県当局にも陳情が届いていた⁽²⁸⁾。大正十三年に岡知事は、黒部峡谷を国立公園に設定することを決断する。村串氏は、かような黒部峡谷の乱開発に県知事が一定の歯止めをかけようとしたのではないかと指摘する。富山県庁社会課の「黒部峡谷指定二関スル経過概要」に拠れば、「時ノ富山県知事ハ大正十三年五月六日（中略）黒部峡谷保存方ヲ内務大臣ニ申請スルニ至リ」とある⁽²⁹⁾。そして大正十四年三月に富山県議会は「黒部峡谷二国立公園設定二関スル建議」を衆議院に提出した⁽³⁰⁾。黒部峡谷は、景観保全を目的に国立公園制定に向けて動き出すのである。

このように大正期、立山と黒部峡谷は、別個に帝国議会へ国立公園設定に関する請願がなされ、先に立山が候補地として選定された。そして大正十四年三月の第五十回帝国議会では黒部峡谷の国立公園設立の建議案が審議される予定であった。しかし、本議会の「国立大公園調査会設置二関スル建議案」の審議において、内務省の赤木朝治書記官は「行政上財政ノ整理ノ為ニ」とし

て国立公園の実現は難しいとの方針を明確に打ち出し、史蹟名勝天然記念物調査会を解散し、国立公園所管は衛生局保健課のみにすると答弁した。ここで挙げられた財政上の理由とは、大正十二年九月の関東大震災後に策定された帝都復興計画の実行（復興予算約五億円）に伴う予算確保であることは想像に難くない⁽³¹⁾。そのため大正十四年三月の時点で国立公園制定運動は一時中断することになる。

こうした状況下、大正十五年五月に岡知事の発案で立山保勝会が設立された目的とは、立山に黒部峡谷を加えての国立公園制定に向けた準備を「官民一体」で進めるためであろう。さらに、本事業を推進することで黒部峡谷（特に猿飛地域）の自然・風景の保護と土砂投棄で苦しむ地元住民の安心を確保することが背後にあるもう一つの目的であったと考えられる。

そして立山保勝会の設立が、それまで別個に捉えられてきた「立山」と「黒部」という山岳景勝地を、ひとまとまりの地域として広く認識させる契機となり、そこで市民権を得た新たな枠組みは、昭和初年に再び活性化する国立公園制定運動へ引き継がれていったものと推考されるのである。

おわりに

本稿では、大正期における立山登山環境の整備過程解明の基礎的作業として、大正十五年における立山保勝会の設立に関する史料に着目し、その設立の背景と意義について若干の考察を試みた。

立山保勝会とは、その名称に含まれる立山の登山環境の整備のみならず、黒部方面の登山環境を併せて整備するための財団法人として設立された。そして本会の設立を契機として「立山黒部」という概念が広く一般に認識され、その後の国立公園指定にも大きな影響を与えたのではないかと私考された。

換言すれば、大正後期から始まる国立公園制定の動きのなかで、本会は藩政時代から続く立山山麓と立山本峰（雄山・大汝山・富士の折立）あるいは立山三山（立山本峰・浄土山・別山）を往

復するという立山登山のあり方に加え、「立山黒部」エリアの観光という新たな方針を掲げた最初の団体ということになる。その観光理念は、昭和四十年代に開通する「立山黒部アルペンルート」で具象化されることになる。

さて、立山保勝会の設立以降、寄附金の状況や事業の活動内容は、いまのところ史料が見当たらず判然としない。ただし、昭和六年に日本アルプス国立公園富山県期成同盟会が設立されており、弥陀ヶ原の開発計画を立案している。それに拠れば、第一期と第二期に分けて開発を計画しており、第一期では、千垣―称名間自動車道路、藤橋―山毛櫨平―追分間歩道、称名滝―大日平間歩道、称名滝―追分間歩道の建設・改修および追分弥陀ヶ原中央ホテル、山毛櫨（ぶな）平・弘法茶屋・鏡石ヒュッテなどの建設である。第二期では、千垣―藤橋間の電車、藤橋―美女平間のインクラインまたは索道、美女平―追分間自動車道路の建設などが盛り込まれている。それら弥陀ヶ原の開発計画には、立山保勝会の事業計画が一部引き継がれていることがうかがえるので、おそらく昭和初年に発展的解消を遂げたのかもしれない⁽³²⁾。その点は今後の検討課題としたい。

また、本稿では、昭和初年の国立公園制定に向けての動き、すなわち昭和二年十二月の官民合同による国立公園協会の設立以降に再開する国立公園制定運動、さらには昭和六年四月の国立公園法制定を受けての立山観光開発の活発化などの動きについてはふれられなかった。これも別稿で論じることとしたい。

立山及び黒部峡谷の国立公園制定については、周知の通り、最終的には昭和九年十二月四日、上高地、白馬、立山に黒部峡谷を含む「中部山岳国立公園」として指定され、立山保勝会の目的は達成された⁽³³⁾。ただし、その際、黒部川水系の発電所建設計画に対しては、国立公園における今後の研究課題とされ、政府の明確な方針は打ち出されなかったのである⁽³⁴⁾。

さて、本稿では具体的内容に言及しなかったが、大正後期から昭和初期にかけての国立公園制定にむけた一連の動きの中で、立山および黒部峡谷の観光開発と保護の問題について県内外の関係者が丁寧かつ慎重な議論を重ねている。それらの議論の論点は、

今日の立山観光開発を考えるうえでも数多の示唆と教訓に富み、注目されるものである。

加えて、先述した通り、立山保勝会の計画に「立山黒部」に関する参考品の陳列を行う「山岳館」の施設が盛り込まれている点の特筆される。山岳への興味関心と知識の向上を「山岳館」の役割としており、自然界の現象や事物、古来の伝説や史実など、それらの調査研究の結果を発表するという計画も「山岳館」の活動とリンクしていると考えてよいだろう。

今後も立山博物館は、引き続き「立山黒部」に関する調査研究を地道に積み重ね、学術的成果を県内外へ広く発信することで、こうした先人の期待にも応えていきたいものである。

【付記】

史料翻刻・紹介につきまして黒部市教育委員会、立山町教育委員会ならびに所蔵者にご許可いただいた。また史料調査におきまして、うなづき友学館（黒部市歴史民俗資料館）、立山町郷土資料館にご協力いただいた。記して感謝申し上げます。

【註】

- (1) 布川欣一「大正登山ブーム」（山と溪谷社編『目で見る日本登山史』一六六―一六七頁、山と溪谷社、二〇〇五年）。
- (2) 『宮様、山へ―大正期登山ブームのなかの皇族登山―』（富山県「立山博物館」、二〇一七年）。
- (3) 『富山県史』通史編VI近代下（富山県、一九八四年）、『立山町史』下巻、立山町、一九八四年）、大山の歴史編集委員会『大山の歴史』（大山町、一九九〇年）。
- (4) 高岡陽一（研究ノート）大正登山ブーム到来への過渡期における立山の登山環境について―大井冷光の見た「立山登山」をとりまく状況―（『研究紀要』第十四号所収、富山県「立山博物館」、二〇〇七年）。
- (5) 『富山県史』史料編VII近代下 三三三頁（富山県、一九八三年）。
- (6) 『大衆、山へ―大正期登山ブームと立山―』（富山県「立山博物館」、二〇〇八年）。また、富山県内の鉄道の変遷については、草卓人『鉄

- 道の記憶』(桂書房、二〇〇六年)の研究成果が優れている。
- (7) 鶴見立吉編『立山』(立山登山会、一九一五年)。
- (8) 大村歌子『天の一方より―大井冷光作品集』(桂書房、一九九七年)。
- (9) 奥澤真一郎『立山登山設備案』に関するうごき―佐伯茂治と大町桂月との関係をとおして』(『研究紀要』第二十一号、富山県「立山博物館」、二〇一四年)。
- (10) 註(2)に同じ。
- (11) 岡田知己『皇族の立山登山の嚆矢―大正8年(一九一九)、東久邇宮稔彦王の立山登山について』(『研究紀要』第二十四号所収、富山県「立山博物館」、二〇一七年)。
- (12) 「立山社年中議事録」(高瀬保編『越中立山古記録』第四卷 一三二頁、立山開発鉄道株式会社、一九九二年)。
- (13) 「立山社年中議事録」(高瀬保編『越中立山古記録』第四卷 一二八頁、一二九頁、一三〇頁)。なお高瀬誠による史料解題「立山社年中議事録について」(同書所収)において「新道刈」が当時の新たな動きとして注視されている。
- (14) 岩嶺寺延命院文書「立山中語人夫同盟規約」(目録番号2-1-34)
- (15) 吉沢庄作『立山』(北陸出版社、一九二五年)。
- (16) 「時報 立山保勝會の計畫」(『庭園』第七卷第十號二八頁、一九二五年)。
- (17) 「案内人組合規約の認可書類」(「吉沢庄作資料目録」目録番号3-14)。
- (18) 「黒部保勝會会則」(「吉沢庄作資料目録」目録番号3-5)。
- (19) 「黒部峡谷ヨリ立山連峰及白馬行通概略図」(「吉沢庄作資料目録」目録番号3-6)。
- (20) 「立山及黒部峡谷」目次(「吉沢庄作資料目録」目録番号2-1-3)。
- (21) 『富山県史』通史編VI近代下 六四〜七四頁(富山県、一九八四年)。
- (22) 丸山宏『近代日本公園史の研究』(思文閣出版、一九九四年)。
- (23) 村串仁三郎『国立公園成立史の研究―開発と自然保護の確執を中心に―』(法政大学出版局、二〇〇五年)。同書は公園行政史の観点のみならず、それを取り巻く各団体の役割並びに開発と自然保護の運動も視野に入れ、日本における国立公園の成立過程を詳細に検討しており、裨益されること大である。本章の記述では逐一注記しないが、その多くが同書の検討内容に依拠している。
- (24) 田村剛『国立公園の本質』(『庭園』第三卷第二号、七〜九頁、一九二一年)。
- (25) 註(2)に同じ。
- (26) 「表5 帝國議會における国立公園建議・請願一覧表」(丸山宏『近代日本公園史の研究』三〇二頁、思文閣出版、一九九四年)。
- (27) 村串仁三郎「第5章 中部山岳国立公園(2) 立山・黒部」(『国立公園成立史の研究―開発と自然保護の確執を中心に―』所収、法政大学出版局、二〇〇五年)。
- (28) 奥田淳爾『黒部奥山と扇状地の研究』二七〇頁(桂書房、一九九九年)。
- (29) 富山県社会課「黒部峡谷指定ニ関スル経過概要」(社寺兵事課「国立公園昭和二年」、富山県公文書館蔵「行政文書」A-136のうち)
- (30) 「表5 帝國議會における国立公園建議・請願一覧表」(丸山宏『近代日本公園史の研究』三〇四頁、思文閣出版、一九九四年)。なお昭和二年にも衆議院議員寺島権蔵によって同内容の建議が再度提出されている。
- (31) 内閣府中央防災會議災害教訓の継承に関する専門調査会編『1923 関東大震災報告書』第一編、二〇〇六年)。
- (32) 日本アルプス国立公園富山県期成同盟会「彌陀ヶ原開発の施設」(『国立公園』第四卷第四号一七〜二二頁、一九三三年)。
- (33) 一九三四年二月四日、内務省が第二次国立公園指定として阿寒・大雪山・日光(尾瀬を含む)・阿蘇とともに「日本アルプス」を「中部山岳」と改称して国立公園に指定した。
- (34) 「第五次国立公園委員会総会の記」(『国立公園』第六卷第九号 二四頁、一九三四年)。

【史料二】立山保勝會計画書

(吉沢庄作資料目録) 3—34、二四・三×一七・七c m)

(表紙) 立山保勝會計画書

山岳の憧憬は一時的流行的の風潮にあらず 永遠の生命を有する社會の常相なり 昔は基督に山上の説明あり 釋迦に檀特の修業あり 其の主意や異ならむも其の用や一なり 今ま社會生活の複雑となり 俗悪となるにつれ山岳は崇高、眞美、雄大、清淨の用は更に段々と増加し来るを覺ゆ

山岳旅行の眞の目的や効能や體驗して自知すへし筆舌の能を説くへきにあらず されと客觀的に之を見んか 宗教的巡礼に始り娯樂的運動となり 體育的試練となり 精神的修養となり 科學的研究に進み漸次其の範圍を擴張しつゝあり 最近迄は少數の冒險家 健脚家、物好きのみの為すものと閉却されたり されど今や普遍的となり 民衆的となり普通教育の如くに誰人も踏むへき道程のなりつゝある也

財團法人 立山保勝會定款

第一章 總則

第一條 本會ハ立山連峯及黒部峡谷ノ勝景ヲ保存シ及觀光ノ便利ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ財團法人立山保勝會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ハ富山縣廳内ニ置ク

第四條 本會ニ於テ施設スヘキ事業ノ概目左ノ如シ

- 一、山岳道路ノ改修及維持
- 二、山岳宿舍ノ建設及維持
- 三、山岳ニ関スル調査研究及其ノ發表
- 四、其ノ他山岳ノ紹介及旅行ニ関スル施設

第二章 資産

第五條 本會ノ資産ハ公共團體ノ補助金、有志ノ寄附ニ係ル動産、不動産、會員ノ醸金及其他ノ收入ヨリ

第六條 成ルモノトス

本會ノ資産ヲ別チテ基本財産、事業資金ノ二種トシ基本財産ハ其ノ利子ノミヲ事業資金ニ運用スルコトヲ得

第七條 本會ノ資産ハ評議員ノ議決ヲ經テ定ムル所ノ規程ニ依リ之ヲ管理スヘシ

第三章 會員

第八條 本會ノ主旨ヲ賛成シ一定ノ金額ヲ醸出スル者ヲ會員トス

第九條 會員ヲ別チテ左ノ四種トス

一、名譽會員 金壹千円以上醸出スルモノ

二、特別會員 金百円以上醸出スルモノ

三、通常會員 金貳拾圓以上醸出スルモノ

四、贊助會員 金五圓以上醸出スルモノ

前項ノ醸金ハ五ヶ年以内ノ年賦ヲ以テ納附スルコトヲ得

第十條 會長ニ於テ本會ニ功勞アリト認メタル者ハ理事ノ

決議ヲ經テ醸金ヲ要セスシテ相當ノ會員ト為スコトヲ得

但名譽會員トナスニハ評議員ノ決議ヲ經ルモノトス

入會又ハ退會セントスルトキハ其ノ旨ヲ會長ニ申出ツヘシ

第十一條 退會者ノ醸金ハ之ヲ返戻セス

第四章 役員及事務

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

理事 七名 内副會長二名ヲ互選ス

監事 三名

評議員 十名

會長ハ富山縣知事ヲ推戴シ其他ノ役員ハ會長之ヲ囑託ス

第十三條 會長ハ本會ヲ統理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

其他ノ理事ハ本會ノ事務ヲ掌理ス

監事ハ本會ノ事務ヲ監査ス

評議員ハ此ノ定款ニ明文アル事項及其他重要

ノ事項ヲ議決ス

第十四條 役員ノ任期ハ三年トス

但重任ヲ妨ケス

第十五條 本會書記若干名ヲ置キ庶務ニ從事セシム

第十六條 本會ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日

ニ終ルモノトス

第十七條 本會ノ事業及収支豫算ハ評議員ノ議決ニ依リ之ヲ

定ムルモノトス

第十八條 毎年度ノ収支決算、會務及資産狀況ハ毎年一回

會員ニ之ヲ報告スルモノトス

第五章 附則

第十九條 本會ハ法定ノ解散事由ノ發生スルニ非サレハ解散セサルモノトス

第二十條 本會ヲ解散スルニ至リタルトキハ理事及評議員ノ

決議ヲ經富山縣知事ノ承認ヲ得タル後主務

官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ財産ヲ富山縣又ハ其他

ノ公私團體ニ寄附シ以テ本會設立ノ目的ヲ

永遠ニ繼續センムルコトヲ計ルヘシ

立山保勝會施設事業計画要覽

第一 宿舍ノ設備

立山連峯及黒部峽谷旅行者ノ宿泊若クハ避難ノタメ必要ナル宿舍

中最モ急設ヲ要スルモノハ十八箇所トス 其ノ内既ニ建設シタルモノ

十一箇所ニシテ今後建設スヘキモノハ七箇所トス 則チ左ノ如シ

一、既ニ建設シタルモノ

所在地

出資者

摘要

立山本道 プナ坂

電氣局

保温及出入ノ施設改修ヲ要ス

同 鏡石

富山市

同前

同 弘法茶屋

蓮沼安太郎

同前

同 學習院生徒及電氣局 現在収容五十人ヲ二百人
収容ニ増設要ス

同 追分 大阪朝日新聞社

同 室堂 前田藩

同 眞砂子澤 大阪毎日新聞社

同 眞砂子澤 眞部川上流平ノ小屋

同 眞部川上流有峯畑峠下

同 眞部川上流有峯畑峠下 名古屋

同 眞部川上流有峯畑峠下 伊藤孝一

同 眞部川上流有峯畑峠下 同

同 眞部川上流有峯畑峠下 同

二、今後建設スヘキモノノ

スゴ乗越

池ノ平

眞砂子澤

小黒部大崩

清水平

室堂地獄谷分岐点

稱名瀑

第二 道路ノ施設

立山連峯及黒部峽谷中多少改修ヲ要スヘキ道路ハ延長九十二里ニ達ス

即チ左ノ如シ

一、立山本道

千垣、藤橋、材木坂、姥石、室堂、雄山間

支線 1、藤橋、稱名滝、鍋禿杉間

八里平

二里十四丁

二里十四丁

- 二、追分、獅々鼻、鏡石間 一里十丁
 - 藤橋、針ノ木線 八里十二丁
 - 支線 五色、刈安峠尾根間 一里半
 - 立山温泉追分線 一里二十丁
 - 立山温泉、松尾峠追分間 一里二十丁
 - 伊折、地獄谷線 六里
 - 伊折、立山川、伊折乗越、地獄谷間 六里
 - 支線 白萩川、大窓経由 池ノ平間 四里
 - 五、宇奈月、猿飛間 六里
 - 宇奈月、鐘釣、猿飛間 六里
 - 下廊下線 七里
 - 猿飛、棒小屋、平ノ小屋間 一里
 - 支線 仙人湯、東谷間 一里
 - 七、猿飛、白馬線 三里半
 - 猿飛、清水小屋、白馬間 三里半
 - 八、猿飛、大黒線 四里
 - 猿飛、祖母谷、大黒岳間 四里
 - 九、三又、猿飛線（立山連峯縦貫線） 約二十里
 - 三又、上ノ岳、葉師岳、五色原、ザラ峠、浄土山、雄山、別山 約二十里
 - 劍澤、池ノ平、猿飛間 約二十里
 - 十、別山乗越、大日平線 三里半
 - 別山乗越、大日岳、早乙女岳、大日平、称名滝間 三里半
 - 十一、有峯、太郎平線 三里
 - 有峯、小畑峠、太郎平間 三里
 - 十二、有峯、大多和峠線 一里半
 - 有峯、大多和峠間 一里半
 - 十三、千垣、有峯線 四里
 - 千垣、亀ヶ谷、和田川二沿ヒ有峯間 四里
 - 十四、立山温泉有峯線 五里
 - 立山温泉、折立峠、有峯間 五里
 - 支線 折立峠、伊藤小屋間 一里半
- 以上ノ山岳道路ハ成ルヘク現状維持ヲ方針トシ特ニ險悪ナル箇所及樹木密生ノタメ甚シク通行ヲ妨クル箇所等ノ改修ニ止メムトス 其ノ主ナルモノ左ノ如シ

- 一、三俣岳、五色ヶ原間
- 二、五色ヶ原、浄土山間
- 三、池ノ平、猿飛間
- 四、仙人湯、猿飛間
- 五、仙人湯、下廊下間
- 六、湯川眞川合流点、眞川伊藤小屋間
- 七、伊折、地獄谷間
- 八、五色ヶ原、刈安峠間
- 九、称名瀑、早乙女岳、大日岳、別山乗越間
- 劔岳八峯ハ原始状態ヲ保存スルモノトシ 劔澤、眞砂子澤ニ宿舎ヲ建設シ登山者ノ便利ヲ圖ルニ止メントス
- 渡渉地、崩壊地、嶮峻地等ニシテ通行ノ危険ナル箇所ニ鐵線又ハ鐵鎖ヲ張り其ノ安全ヲ圖リ又渡渉困難ノ箇所ニハ籠ノ渡ノ施設ヲナサントス 其ノ箇所左ノ如シ
- 一、湯川上流渡渉地 約三十間
- 二、立山温泉ザラ峠間崩壊地 約三十間
- 三、小黒部川渡渉地 延約二百間
- 四、平小屋黒部川渡渉地 延約八十間
- 五、伊折、大窓間 延約百間
- 六、黒部川平ノ小屋 籠ノ渡
- 七、黒部川仙人湯下 籠ノ渡
- 八、称名川上流 大日平弥陀ヶ原間 籠ノ渡

第三 指導標及指望臺ノ施設

指導標ハ道路案内ヲ目的トシ著名地、分岐点、休憩地、其ノ他適宜ノ箇所ニ地名、方位、里程、行先等ヲ標示ス 其ノ箇所約五十ヶ所ヲ要ス

指望臺ハ展望眼界ニ入ル連山ノ名称、位置、標高、距離等ヲ圖示スルモノトス 其ノ設置場所ハ呉羽山、立山五ノ越、五色ヶ原ノ三ヶ所トス

第四 山岳館ノ施設

山岳館ハ立山連峯及黒部峽谷ニ於ケル自然界ノ現象事物ヲ説明スヘキ標本及調査書、各種ノ紀念物、登山調度品、寫眞、繪画詩歌文章等山ニ関スル一切ノ参考品ヲ陳列シ以テ山岳ニ對ス

ル趣味ト智識ノ向上ヲ圖ラムトス

第五 圖書發行

立山連峯及黒部峡谷ノ十万分ノ一精巧ナル圖面ヲ發行スルタメ原版製作シ又併セテ鳥瞰圖ヲ製作セントス 其ノ圖ハ販賣セシムルモノトス 寫眞、繪はがき、遊覧案内、登山心得 其ノ他山岳ニ関スル圖書等趣味ト實用ヲ兼ネタルモノヲ發行スルモノトス

第六 天幕備付

多数ノ登山者アリ宿舍不足スル場合ニ備フルタメ天幕二十張ヲ買入レ約二百人ヲ宿泊セシムル計画トス

第七 調査研究

立山連峯及黒部峡谷ニ於ケル地勢、地質、生物、氣候等自然界ノ現象事物、古来ノ傳説、史實、紀念物等ノ調査研究ヲ為シ其ノ結果ヲ發表スルモノトス

第八 案内者養成

山岳案内者ノ品性陶冶、科學的智識ノ涵養、登山技能ノ向上ヲ圖ルタメ毎年講習會ヲ開キ時代ニ相應セル善良案内者ヲ養成スルモノトス

第九 登山宣傳及紹介

山岳ニ関スル宣傳ニ努メ登山思想ヲ鼓舞シ且立山連峯及黒部峡谷登山ニ関スル質問ニ應答スルモノトス

〔史料二〕立山保勝會發起人会綴

〔宮路金山家文書目録〕5578 社寺・教育・通運
1239、二六・八×一九・二cm

(表紙)立山保勝會發起人会順序

(五月五日午前十時)

- 一、開會ノ辞
- 二、知事挨拶
- 三、協議事項
 - 1. 會則議決ノ件
 - 2. 寄附金募集ニ関スル件
 - 3. 事業計画ノ大要
- 四、閉會ノ辞

一般ノ趣味ハ著シク向上シマシテ或ハ山岳會ノ設立或ハ登山道ノ開鑿等各地ニ於テ、山岳ニ対スル諸種ノ施設計画ヲ為セルヲ見ルノデアリマス。本縣ハ天下ノ靈峯トシテ古来全國ニ其ノ名ヲ馳セテ居マスル。立山及人跡未到ノ秘境ヲ蔵セル黒部峡谷ノ勝景ヲ有スルノデ、之ヲ保存並觀光ノ利便ヲ企圖スルコトハ、蓋シ刻下ニ於ケル最モ緊切ナル事柄ト存スルノデアリマス。

立山ハ夙ニ身心鍛鍊ノ道場トシテ一般縣民崇郷的トナリ登山者、年ヲ追フテ増加シ殊ニ大正十三年五月畏クモ 秩父宮殿下ノ雪中御登山ノ御事アリシ以來、縣民ハ勿論、一般國民ニ多大ノ刺戟ヲ与ヘマシテ縣外山岳家ノ登山スル者、著シク多キヲ加ヘマシタガ更ニ 東宮殿下ニハ大正十四年一月宮中新年御歌會始ニ於テ畏クモ

たて山の空に聳ゆるを、しさに

ならへとも思ふみよのすかたも

ト詠マセラレテ國民精神振作ノ対照ヲ立山ニ取ラセ

給ヘルヲ恐察シ奉ルニ及ビテハ縣民一同深く感激措クトコロヲ知ラナイノデアリマス。斯クノ如キ光榮アル歴史ヲ有スル立山ハ、黒部秘峽ト共ニ益々之ヲ天下ニ紹介シ、保存觀光ノ利便ヲ開キ、以テ國民精神ノ作興へ、國民体位ノ向上ニ資スルハ正ニ縣民ノ努ムヘキ事柄ト思フノデアリマス。

登山ハ実ニ山岳教育ノ見地ヨリシテ益々之ヲ奨励助長ヲ加ヘ、普及登達ヲ策スルノ必要アルト共ニ山靈ヲ保存シ、天然紀念物ノ保護及風景ノ維持ニ就

キマシテハ登山者ノ増加ニ應シマシテ益々之ヲ施設ヲ緊切トスルノデアリマス。而シテ此ノ登山者ノ増加ニ依リ亦諸

種ノ事故ヲ伴フコトガ往々アルノデ、立山ニ於テモ去ル大正十二年一月ニ於ケル、三田、榎、板倉氏等斯界練達ノ士ニシテ遭難セル事件ノ如キ事例アリ。尔来之等ニ鑑ミマシテ、本山大阪毎日新聞社長、大阪毎日新聞社學習院生徒ノ父兄内藤子爵、波多野承五郎氏及伊藤孝一蓮沼安太郎氏等篤志家ノ寄

附ニ依リ避難所ノ設備モ幾分加ハリマシタガ尚益々之等避難所設備ノ充実ヲ必要トスルノミナラズ山岳ノ保存開發ノ緊切ナル絃上ノ事由ニ鑑ミマシテ山岳ニ於ケル宿舍、指導標等ノ建設改善、通路ノ改修、並維持等ノ外、名勝紀念物等ノ保護施設ヲ始メトシ立山

及び黒部ニ関スル調査研究並之ヲ宣傳等施設經營スヘキモノガ多々アルノデアリマス。而カモ斯クノ如キハ縣民一致之ニ當ルヲ最モ適當ト信ジマシテ本會設立計畫ヲ立テ一ハ以テ本縣ノ誇リトスル靈峯立山及黒部秘峽ノ保存、開發ヲ策シ一ハ以テ國民精神

ノ作興、保健ノ増進ニ資セントスル次第デアリマス。尚之ヲ組織ニ就キマシテハ將來各位ノ御援助ニ依リ相當寄附金ノ募集ニ候チマシテ内容ノ充実ヲ圖リ、財團法人トシテ確実ナル基礎ヲ有スル機関ヲラシメントスルモデアリマス。

本會ノ會則草案並寄附金募集案等ハ

御手許ニ御廻シ致シマシタカラ慎重審議ヲ重ネラレ本會ノ成立ヲ見ンコトヲ切ニ希望致シマス。

尚右成立ノ曉ハ各位特別ノ御援助ニ依リマシテ寄附金募集其ノ他總テノ計畫ガ圓滑ニ進
行シ本會創立ノ目的ヲ達成センコトヲ深く希望
シテ止マナイ次第デアリマス。一言御挨拶ト致シマス。

立山保勝會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ立山連峯及黒部峽谷ノ勝景ヲ保存シ

並之ヲ觀光ノ利便ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ立山保勝會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ハ富山縣廳内ニ置ク

第四條 本會ニ於テ施設スヘキ事業ノ概目左ノ如シ

- 一、名勝紀念物等ノ保護及風景ノ維持
- 二、通路ノ改修及維持
- 三、宿舍避難所、指導標等ノ建設改善及維持
- 四、立山及黒部ニ関スル調査研究及宣傳
- 五、其ノ他必要ナル事項

第二章 基本財産及會計

第五條 本會ハ會員ノ醵金及寄附金等ノ一部ヲ以テ

第六條 基本財産ヲ蓄積ス

本會ノ經費ハ基本財産ヨリ生スル収入、會費ノ醵金、有志ノ寄附金、公共團體ノ補助金及其他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 本會ノ基本財産不動産、國債証券、地方債

券又ハ日本勸業債券ニ換ヘ若ハ郵便貯金又ハ確實ナル銀行預金トシテ保管スルモノトス
第八條 本會ノ基本財産ハ之ヲ費消スルコトヲ得ス但シ
必要ニ應シ評議員會ノ決議ヲ經テ運用スル
コトヲ得

第九條 本會ノ毎年度事業並収支豫算ハ評議

員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第十條 本會ノ毎年度収支決算ハ翌年度ニ於テ

評議員會ノ承認ヲ經ヘシ

第十一條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ、翌年三月三十一日ニ終ル

第三章 會員及役員

第十二條 本會ノ趣旨ヲ賛成シ一定ノ金額ヲ齎出スル者ヲ以テ會員トス

會員ノ待遇方法ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 會員ヲ別チテ左ノ四種トス

一、名譽會員 金五百円以上齎出スル者

二、特別會員 金五十拾円以上齎出スル者

三、通常會員 金五十円以上齎出スル者

四、賛助員 金壹円以上齎出スル者

前項ノ齎金ハ五年以内ノ年賦ヲ以テ納附スルコトヲ得

第十四條 會長ニ於テ本會ニ功勞アリト認メタル者ハ齎金ニ拘ハラステニ名譽會員又ハ特別會員ニ推薦スルコトヲ得

入會又ハ退會セントスル者ハ其ノ旨ヲ會長ニ申出ツヘシ但シ退會者ノ齎金ハ之ヲ返戻セス

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ケ

會長 一名

理事 十名 (内二名ヲ副會長トス)

監事 三名

評議員 三十名

會長ニハ富山縣知事ヲ推戴シ副會長ハ理事中ヨリ互選ス

第十七條 理事監事及評議員ハ會長之委嘱スルモノトス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理シ會議ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

理事ハ會務ヲ掌理ス

監事ハ會務ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ應シ重要ナル事

第十八條

項ヲ審議ス

第十九條 役員ノ任期ハ二年トシ補款ニヨリ就任シタル者ハ其ノ前任者ノ残任期間トス但重任ヲ妨ケス

役員ハ任期滿了ノ場合ト雖後任者ノ就職スル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス

本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得顧問ハ會長之ヲ推薦ス

第二十一條 本會ニ職員若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

職員ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ニ従事ス

第二十二條 理事会及評議員會ハ會長之ヲ招集ス

第二十三條 理事会ハ必要ニ應シ之ヲ開キ會務ノ執行上重要ナル事項ヲ審議ス

第二十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ必要アル場合ハ臨時ニ之ヲ開クコトアルヘシ

第二十五條 會議ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十六條 本會々則ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十七條 本會ハ評議員四分ノ三以上ノ同意ヲ經ルニアラサレハ之ヲ解散スルコトヲ得ス

第二十八條 本會則施行ニ関スル細則ハ會長之ヲ定ム

第五章 附則

募集金ニ関スル調

金拾壹万圓 募集金總額

内

金六万五千圓 會社及縣外ニ於テ募集

金四万五千圓 縣内ニ於テ募集

備考

縣内募集額之内

金貳万五千元 呉山以東ノ郡市町村ニ於テ募集
 金貳万円 呉山以西ノ郡市町村ニ於テ募集

募集金總額ノ費途

金五万円 建設費
 金五万円 基本財産
 金壹万円 其ノ他ノ經費
 計 拾壹万円

一、縣内募集金ニ関スル計畫案
 内 金四万五千元 縣内募集金額

金四万円 保勝會收入
 金四千五百円 郡市町村ノ諸雜費
 金五百円 縣ノ諸雜費

二、縣内募集金ノ配當

募集金ヲ四分シ大正十三年度ニ於ケル

イ、現住戸数
 ロ、地租

ハ、營業稅
 ニ、所得稅

二按分配當シ別紙ノ通定ムルコト(第一表四万
 五千円ノモノ)

三、募集方法

1. 會員募集ハ縣内ニ係ルモノハ郡市町村ニ於

テ其他ノモノハ主トシテ縣ニ於テ之ニ當ルモノト
 ス

2. 募集締切期限ハ大正十六年三月三十一日
 トス

寄附金割當表

郡市別	割當額
上新川郡	五、一一五円
中新川郡	四、七五一
下新川郡	五、七〇七
婦負郡	二、二五一
射水郡	四、二四六
氷見郡	一、七九六
東砺波郡	四、五一九
西砺波郡	三、八三二
富山市	九、四二七
高岡市	三、三五六
合計	四五、〇〇〇

立山保勝會施設事業計畫大要

第一 宿舍ノ設備

立山連峯及黒部峡谷旅行者ノ宿泊若クハ避難ノタメ必要ナル宿舍
 中最モ急設ヲ要スルモノハ二十二箇所トス 其ノ内既ニ建設シタルモノ十
 一箇所ニシテ今後建設スヘキモノハ十一箇所トス 則チ左ノ如シ

一、既ニ建設シタルモノ

所在地 出資者

立山本道 ブナ坂 電氣局 摘要 保温及出入ノ施設改修ヲ
 要ス

同 鏡石 富山市 蓮沼安太郎 同前

同 弘法茶屋 學習院生徒及電氣局 現在収容五十人ヲ二百人
 収容ニ増設ヲ要ス

同 追分 大阪朝日新聞社 現状維持

同 室堂 前田藩 内部改修ヲ要ス

同 室堂 前田藩 内部改修ヲ要ス

同 室堂 前田藩 内部改修ヲ要ス

五色ヶ原 大阪毎日新聞社 現状維持

黒部川上流平ノ小屋 同

六、湯川眞川合流点、眞川伊藤小屋間

七、伊折、地獄谷間

八、五色ヶ原、刈安峠間

九、称名瀑、早乙女岳、大日岳、別山乗越間

劔岳八峯ハ原始状態ヲ保存スルモノトシ 劔澤、眞砂子澤ニ宿舍ヲ建設シ登山者ノ便利ヲ圖ルニ止メントス

渡渉地、崩壊地、峻険地等ニシテ通行ノ危険ナル箇所ニ鐵線又ハ

鐵鎖ヲ張り其ノ安全ヲ圖リ又渡渉困難ノ箇所ニハ籠ノ渡ノ施設ヲサントス 其ノ箇所左ノ如シ

一、湯川上流渡渉地

約三十間

二、立山温泉ザラ峠間崩壊地

約三十間

三、小黒部川渡渉地

延約二百間

四、平ノ小屋黒部川渡渉地

延約八十間

五、伊折、大窓間

延約百間

六、黒部川平ノ小屋 籠ノ渡

七、黒部川仙人湯下 籠ノ渡

八、称名川上流 大日平、弥陀ヶ原間 籠ノ渡

第三 指導標及指望圖ノ施設

指導標ハ道路案内ヲ目的トシ著名地、分岐点、休憩地、其ノ他適宜ノ箇所ニ地名、方位、里程、行先等ヲ標示ス 其ノ箇所約五十ヶ所ヲ要ス

指望圖ハ展望眼界ニ入ル連山ノ名称、位置、標高、距離等ヲ

圖示スルモノトス 其ノ設置場所ハ立山五ノ越、五色ヶ原ノ三ヶ所トス

第四 山岳館ノ施設

山岳館ハ立山連峯及黒部峽谷ニ於ケル自然界ノ現象事物ヲ説明スヘキ標本及調査書、各種ノ紀念物、登山調度品、寫眞、繪画詩歌文章等山ニ関スル一切ノ参考品ヲ陳列シ以テ山岳ニ對スル趣味ト智識ノ向上ヲ圖ラムトス

第五 圖書發行

立山連峯及黒部峽谷ノ十万分ノ一精巧ナル圖面ヲ發行スルタメ原版ヲ製作シ又併セテ鳥瞰圖ヲ製作セントス 其ノ圖ハ販賣セシムルモノトス寫眞、繪はかき、遊覧案内、登山心得 其ノ他山岳ニ関スル

圖書等趣味ト實用ヲ兼ねタルモノヲ發行スルモノトス

第六 天幕備付

多数ノ登山者アリ宿舍不足スル場合 備フルタメ天幕二十張ヲ買入レ約二百人ヲ宿泊セシムル計画トス

第七 調査研究

立山連峯及黒部峽谷ニ於ケル地勢、地質、生物、氣候等自然界ノ現象事物、古来ノ傳説、史實、紀念物等ノ調査研究ヲ為シ其ノ結果ヲ發表スルモノトス

第八 登山宣傳及紹介

山岳ニ関スル宣傳ニ努メ登山思想ヲ鼓舞シ且立山連峯及黒部峽谷登山ニ関スル質問ニ應答スルモノトス

第九 其ノ他必要ナル事業

表1 立山保勝會事業費豫算書

科目	豫算額	摘要
宿舍新設費	10,000	池ノ平宿舍新設 2,000円 スゴ乗越 全上 2,000円 小黒部大崩 全上 1,500円 清水平 全上 1,500円 眞砂子澤 全上 2,000円 称名滝 全上 500円 地獄谷分岐点 全上 500円
宿舍改修費	6,500	鋤澤小屋改修 2,000円 弘法茶屋 全上 3,000円 室堂 全上 1,000円 山樺坂小屋 全上 300円 鏡石小屋 全上 200円
道路改修費	11,000	五色原一浄土間 池ノ平一猿飛間 三俣岳一五色ヶ原間 仙人湯一猿飛間 仙人湯一下廊下間 湯川眞川合流点一眞川伊藤小屋間 伊折一地獄谷間 五色原一刈安峠間 称名滝、早乙女、大日岳、別山、乗越間 以上各区间危険ヶ所及難路改修並道路障害木伐採費 8,500円 湯川上流渡渉地 立山温泉、ザラ峠、崩壊地間 ザラ峠、浄土間危険地 小黒部川渡渉地 平小屋、黒部川渡渉地 伊折一大窓間 以上各区间鉄線及鉄鎖新設費 1,000円 黒部川 二ヶ所 称名川 一ヶ所 以上 龍ノ渡 新設費 1,500円
指導棟費	1,000	道路案内棟 50ヶ所新設
指望台費	1,000	呉羽山、立山、五色原ノ三ヶ所 指望台建設費
天幕費	1,000	天幕 20張 購入費
山岳館建設費	5,000	山岳館ヲ設ケ山岳ニ関スル諸種ノ参考品ヲ陳列ス
製圖費	2,000	十万分ノ一 平面圖及鳥瞰圖製版代及印刷費
工事監督費	500	工事監督員旅費
雑費	1,000	諸雑費
豫備費	1,000	
合計	40,000	

※吉沢庄作資料「立山保勝會計画書」より作成

表2 立山保勝會事業費豫算書

科目	豫算額	摘要
宿舍新設費	10,000	池ノ平宿舍新設 2,000円 スゴ乗越 全上 2,000円 小黒部大崩 全上 1,500円 清水平 全上 2,000円 眞砂子澤 全上 2,000円 称名滝 全上 500円
宿舍改修費	15,500	鋤澤小屋改修 2,000円 弘法茶屋 全上 3,000円 室堂 全上 10,000円 山樺坂小屋 全上 300円 鏡石小屋 全上 200円
道路改修費	12,000	五色原一浄土間 池ノ平一猿飛間 三俣岳一五色ヶ原間 仙人湯一猿飛間 仙人湯一下廊下間 湯川眞川合流点一眞川伊藤小屋間 伊折一地獄谷間 五色原一刈安峠間 称名滝、早乙女、大日岳、別山、乗越間 以上各区间危険ヶ所及難路改修並道路障害木伐採費 9,500円 湯川上流渡渉地 立山温泉、ザラ峠、崩壊地間 ザラ峠、浄土間危険地 小黒部川渡渉地 平小屋、黒部川渡渉地 伊折一大窓間 以上各区间鉄線及鉄鎖新設費 1,000円 黒部川 二ヶ所 称名川 一ヶ所 以上 龍ノ渡 新設費 1,500円
指導棟費	1,000	道路案内棟 50ヶ所新設
指望台費	1,000	呉羽山、立山、五色原ノ三ヶ所 指望台建設費
製圖費	2,000	十万分ノ一 平面圖及鳥瞰圖製版代及印刷費
工事監督費	1,500	工事監督員旅費
雑費	2,000	諸雑費
豫備費	5,000	
合計	50,000	

立山保勝會經常費収支豫算書

科目	豫算額	摘要
雑収入	1,500	
基本財産利子	3,500	
合計	5,000	

支出

建造物補修費	1,300	
道路修繕費	1,000	
宣傳費	1,000	
調査研究費	700	
事務所費	300	
雑費	200	
豫備費	500	
合計	5,000	

※宮路金山家文書「立山保勝會発起人会綴」より作成